

会務の運営に関する規則

(目的)

第 1 条 この規則は、一般社団法人京都府言語聴覚士会（以下当法人）の会務の運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(運営)

第 2 条 会長は、局、部、委員会並びに作業部会を置き、会務の運営にあたる。

(局及び部)

第 3 条 局及び部は、局長並びに部長を理事の中から互選する。

2 局長並びに部長は、会長の任命を受けて局及び部を総括し運営する。

3 部員及び担当は、部長が選任し会長が委嘱する。

4 部員及び担当の任期は、2年とする。但し、再任は妨げない。

(委員会)

第 4 条 委員は、理事会の承認を得て会長が委嘱する。

2 委員は、互選により委員長を選出し、理事会の承認を得る。

3 委員長は、会長の任命を受けて委員会を運営する。

4 会長が必要と認めるときは、理事会で意見を述べることができる。

5 委員会の任期は2年とする。但し、再任は妨げない。

(作業部会)

第 5 条 部員は、理事会の承認を得て会長が委嘱する。

2 部員は、互選により部会長を選出し、理事会の承認を得る。

3 部会長は、会長の任命を受けて作業部会を運営する。

4 会長が必要と認めるときは、理事会で意見を述べることができる。

(職務内容)

第 6 条 局、部、委員会並びに作業部会の職務内容は、別に定める。

附則

1 本規則の改廃は、理事会の決議を経て総会で報告する。

2 本規則は平成 28 年 6 月 26 日から施行する。